

情報コミュニケーション学会規約

(2004年2月28日制定)
(2007年6月30日臨時総会改定)
(2012年3月10日総会改定)
(2024年3月3日総会改定)

名 称

第一条 本学会は、情報コミュニケーション学会(以下、本学会という)と称する。

二 本学会の英文名は、Japan Association for Communication, Information and Society) (略称 CIS) と称する。

第二条 本学会の会務を処理するため、事務局をおく。

二 事務局は園田学園女子大学内におく。

目 的 及 び 事 業

(目的)

第三条 本学会は、情報通信ネットワークやコンピュータなどにより高度に情報化された社会におけるコミュニケーションについて学際的に研究をおこない、会員相互の情報交流を促進し、情報社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第四条 前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1) 研究および調査
- (2) 研究会および講演会などの開催
- (3) 学会誌などの刊行
- (4) 会員相互の連絡および協力支援
- (5) 関連学協会との連絡および協力
- (6) その他必要な事業

会 員

(会員)

第五条 本学会は、以下の会員で構成する。

正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

学生会員 本会の目的に賛同して入会した学部学生

終身会員 満 65 歳以上の正会員で、本人の申し出により理事会の承認を得た者

二 終身会員は会費を納める義務を要しない

役 員 および評議員

(役員および評議員)

第六条 本学会に次の役員、評議員をおく。

(1)役員

会長	1 名
副会長	2 名

理事	15 名
監事	2 名
(2)評議員	15 名

(役員の仕事)

第七條 会長は本学会の会務を総理し、代表する。

- 二 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長を代行する。
- 三 理事は、理事会を組織し、会務を議決し執行する。
- 四 監事は、会計を監査する。

(役員の選出)

第八條 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、理事、監事は、正会員と終身会員のうちから正会員の選挙で選出する。
- (2) 副会長は理事の中から会長が任命し、理事会において承認を得るものとする。
- (3) 選出方法は別に定める。
- (4) 役員の欠員が生じたときは、すみやかに理事会が選出する。

(評議員の仕事)

第九條 評議員は、評議会を組織し、本学会運営上の重要事項について会長に意見を述べるができる。

(評議員の選出)

第十條 評議員は、その半数を正会員と終身会員のうちから正会員の選挙により選出し、残りの半数を会長が任命する。

- 二 選出方法については別に定める。
- 三 評議員に欠員が生じたときは、会長が指名する。

(役員および評議員の任期)

第十一條 会長の任期は2年度とする。再任は妨げないが2期を限度とする。

- 二 副会長、理事、監事および評議員の任期は2年度とする。
ただし、再任は妨げない。
- 三 欠員による役員および評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第十二條 本会に顧問を置くことができる。

- 二 顧問は、本会に特に功勞のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 三 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

事務局

(事務局)

第十三條 事務局には会長が任命する事務局長をおく。

- 二 事務局に事務局長を補佐する事務担当者をおくことができる。

(事務局長の任務)

第十四条 事務局長は本学会の日常的運営の実務を担当するとともに、総会、理事会、評議会などの開催、議題などの準備をおこなう。

(事務局長の任期)

第十五条 事務局長の任期は2年度とする。再任は妨げないが4期を限度とする。

会 議

(総会)

第十六条 通常総会は、毎年1回開催する。

二 その他、臨時総会を開催することができる。

(理事会)

第十七条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。監事は理事会に出席することができる。

二 理事会の開催は毎年2回以上とする。

(評議会)

第十九条 評議会は、会長、副会長、評議員をもって構成する。

二 評議会は、必要に応じて会長が召集する。

三 評議員の半数の求めにより、会長は評議会を開催しなければならない。

(遠隔会議)

第十九条 理事会、評議会は、遠隔会議をもってこれに代えることができる。

(議長)

第二十条 会長は総会および理事会、評議会の議長となる。

(総会の協議事項)

第二十一条 総会において協議する事項は次のとおりとする。

一 本学会の事業に関する事項

二 役員の承認

三 規約の改廃

四 本学会の予算の決議及び決算の承認に関する事項

二 総会を開くことが困難な場合は、理事会をもってこれに代えることができる。

(総会の成立と議決)

第二十二条 総会は会員の10分の1以上の出席によって成立する。

委任状をもって出席者にかえることができる。

二 会議の議決は、出席者の過半数によるものとする。賛否同数のときは議長が決する。

(理事会の成立と議決)

第二十三条 理事会は構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

委任状をもって出席者にかえることができるが、委任状の数は出席者の数を越えることはできない。

二 会議の議決は、出席者の過半数によるものとする。賛否同数のときは議長

が決する.

特別研究員

(特別研究員)

第二十四条 本学会の研究活動を推進するため、理事会の承認を得て、特別研究員をおくことができる.

二 特別研究員についての細則は別に定める.

委員会

(委員会)

第二十五条 本学会の事業を遂行するため、理事会の承認を得て、必要な委員会をおくことができる.

二 委員会には委員長を置き、委員会の運営に当たる.

三 委員会の運営細則は別に定める.

会 計

(会費)

第二十六条 本学会運営のための経費は、入会金、会費、寄付金、ならびに各種の事業にともなう収入を当てる.

二 入会金、会費については別に定める.

(会計年度)

第二十七条 会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる.

(会計の処理)

第二十八条 会計の取り扱いに関しては、第二十六条および第二十七条に規定するもののほかは別に定める.

二 監事は経理について年一回の監査をおこない、その結果を総会に報告する.

規約の改廃

(規約の改廃)

第二十九条 本規約の改廃は、理事会の議決および総会において出席会員の3分の2以上の議決を経なければならない.

(解散)

第三十条 本規約の廃止をもって、本学会は解散されたものとみなす. 解散後の残務処理は従来の理事会が担当する.

(細則等の制定)

第三十一条 本規約の施行に関して必要な細則等を定めることができる.

二 細則等は理事会の承認を得るものとする.

附則

本規約は、2004年2月28日より施行する.

ただし、会計年度については、第十一条ならびに第二十七条の規定にかかわらず、2004年度については、2004年2月28日から2004年12月31日までとする。

役員ならびに評議員は第八条ならびに第十条にかかわらず、学会設立準備委員会において選出する。学会設立準備委員会は、2004年2月28日をもって解散する。
また、定員に充足していない役員ならびに評議員の選出については2004年度に限って理事会に一任する。

第十一条第一項の規定に関わらず、第三期目の会長候補の指名に当たっては、理事会および評議員会の承認を得て会長候補としてあげることができる。

以上